

西予市公告第 77 号

下記森林について、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

西予市長 管 家 一 夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	宇和町田之筋地区	23.57ha	14 名	17 筆	田之筋地区集 1 ～14
2	野村町中筋・貝吹地区	4.99ha	5 名	5 筆	中筋・貝吹地区集 1 ～ 5

2 縦覧場所

西予市産業部林業課林業活性化センター

西予市野村町野村12号617番地 1

西予市ホームページ

リンク (https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/sangyo_kensetsu/ringyo/8211.html)

3 本公告により、西予市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。